

旧警戒区域（富岡町）に住宅を新築（平成23年3月着工）予定であったが、原発事故により建築できなくなった申立人について、請求どおり、着工予定建物に対する投下費用（土地の造成工事代金、図面作成費用、設計変更費用等）が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、以下のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	着工予定建物に対する投下費用
損害金額	1, 194, 000円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前記第1項の損害項目についての和解金として、金1, 194, 000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目については、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、申立人と被申立人との間には何ら債権債務がない。

イ 遅延損害金につき、申立人は被申立人に別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、各署名（記名）捺印の上、各自1通を保有する。また被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月26日

（仲介委員 小瀬保郎）